

ご存じですか？

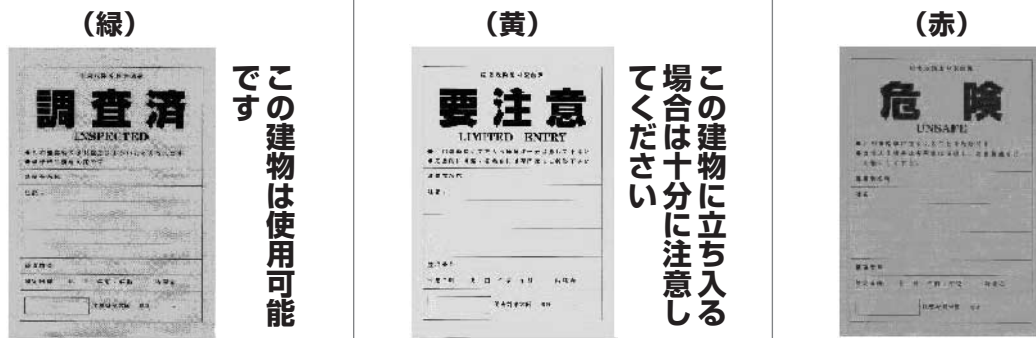
被災建築物応急危険度判定

「被災建築物応急危険度判定」は、地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性があるかどうかを判定して表示を行うものです。

国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して行います。

大きな地震が起きると建物は少なからずダメージを受け、倒壊は免れていても地震に対する強さが弱まっている可能性があります。大きな地震の後には数回の余震が予想されますが、弱くなった建物は、余震によって倒壊したり部材が落下したりして人的被害を起すしかねません。このため、被災者がそのまま家にいていいのか、避難所に避難した方がいいのか、避難を判断するために、救命・救急・消防活動と並行してできるだけ速やかに応急危険度判定を行う必要があります。

判定結果は3種類のステッカーを建物の出入口などに貼り付けて表示します。ステッカーはそれぞれA3サイズです。



なお、地震発生後の建物の判定には次のようなものもあります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。

被災度区分判定

建物の復旧対策を検討する目的で応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの

住家被害認定

「り災証明書」を発行する目的で被害程度を認定するもの

また、建物と同様に、造成された宅地に対しても災害時の応急対策として危険度を判定する制度があります。

被災宅地危険度判定

地震や降雨などによる宅地災害が広範囲に発生した後に、二次災害を防ぐ目的で被害の状況を把握して宅地の危険度を判定するもの
 ※降雨災害にも対応するところが建物の応急危険度判定と違います。

それぞれの目的を理解していただき、判定のための調査の際にはご協力をお願いします。

住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

現在、住宅用火災警報器の設置は「義務」となっています。

住宅火災による死者は、6割以上が逃げ遅れによるものであり、発生時間は就寝時間に集中しています。さらに死者の6割以上が65歳以上の高齢者で、今後、高齢化の進展とともにさらに死者数の増加も懸念されます。

まだ設置していない方は、火災の脅威から「生命」や「財産」を守るためにも、1日も早い設置をお願いします。



○このシリーズに関するお問い合わせ

【本庁】情報防災課 消防防災係

☎43-2188(直通)

【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第1係

☎55-3113(直通)